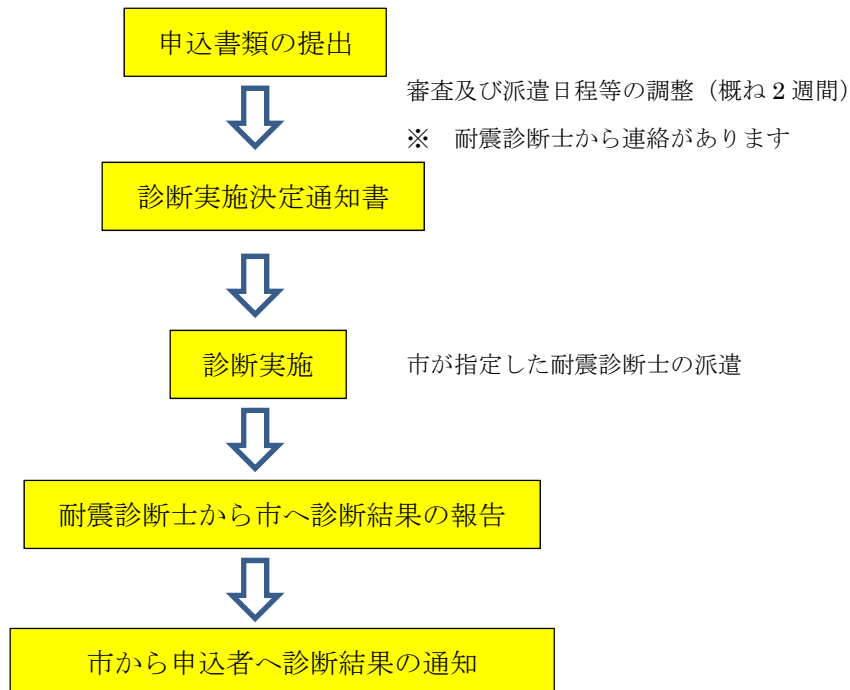


木造住宅耐震診断支援事業 Q & A

《申込手続き関連》

Q 1. 申し込みの流れを教えてください。

A 1.



Q 2. 申し込み時に必要な添付書類等は。

- A 2.
- ・ 建築確認済証、又は検査済証の写し
 - ・ 建物登記全部事項証明書、又は固定資産税納税通知書の写し
 - ・ 当該住宅の案内図
 - ・ 当該住宅の各階平面図（建築確認申請等の図面があればその写し）
 - ・ 2面以上の外観写真
 - ・ 申込者の住所、氏名を確認できる書類（運転免許証の写し等）
 - ・ 既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けている場合は、それを確認できる書類
 - ・ 印鑑（シャチハタ以外のもの）

Q 3. 申込書はどこでもらえますか。

A 3. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 4. 申し込み場所はどこですか。郵送での申し込みはできますか。

A 4. 市役所住宅管理課です。申し込み時に聞き取りするため、郵送での申し込みはできません。

Q 5. 予算が無くなれば受付終了とありますが。

A 5. 予算の範囲内で申し込みを受付します。受付は、必要書類が全て揃った申し込みを受付したとみなします。事前に相談や申し込みがあっても、書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

Q 6. 代理申込はできますか。

A 6. 所有者の同意が必要になることや、申込時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状を添付することにより可能です。

Q 7. 建物所有者が親名義等の建物は対象になりますか。

A 7. 建物所有者と申込者の関係が証明できる書類を添付し、2親等以内が確認できれば対象です。

Q 8. 建物所有者が死亡し、相続登記がまだされていない建物は対象になりますか。

A 8. 建物所有者と申込者の関係が証明できる書類、固定資産税の納税義務者等がわかる書類を添付していただき、建物の所有者と確認できれば対象とします。なお、他の相続人の承諾が必要となる場合もあります。

Q 9. 現在は対象建物に居住していません。耐震改修工事後に居住する予定ですが、対象になりますか。

A 9. 申込時に建物を所有していることを確認するため、登記簿等の写しを添付してください。

Q10. 耐震診断を既に行った、若しくは、現在耐震診断中の場合は対象になりますか。

A10. 対象外です。

Q11. 診断実施決定後に、耐震診断を取止めしたい場合はどうすればよいですか。

A11. 速やかに市役所に連絡をしてください。調査に着手した場合は取止めできません。
また、調査着手後に、申込者の都合で耐震診断を中止した場合は、調査に係る実費を負担していただきます。

Q12. 住宅が不動産登記していないため、登記簿の写しを添付することができません。

A12. 建物所有者であることの根拠となる固定資産税納税通知書及び住民票の写しを提出した上で、所有に係る全ての権利について責任を負うという内容の念書を提出してください。

Q13. 建築確認済証（検査済証）を紛失しました。

A13. 建築確認を受けている場合は、岩手県の合同庁舎にある大船渡土木センターの建築指導課に相談してください。

沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 建築指導課

TEL：0192-27-9919

Q14. 図面がありません。

A14. 図面の提出は必要です。方眼紙等に家の間取り（柱、壁、窓等の位置）や寸法を記載してください。

Q15. 耐震診断実施決定通知書を受け取りましたが、耐震診断について詳しく知りたい。

A15. 耐震診断実施決定通知書に記載されている問い合わせ先に連絡してください。

Q16. 耐震診断の結果について詳しく知りたい。

A16. 耐震診断結果通知書に記載されている問い合わせ先に連絡してください。

Q17. 運転免許証を持っていません。

A17. パスポートやマイナンバーカード等の官公署が発行した顔写真付きの証明書等でも大丈夫です。また、裏面の写しも必要です。

顔写真が付いていない証明書（健康保険被保険者証、年金手帳等）の場合は2つの証明書を用意してください。

Q18. 戸建ての貸家は対象になりますか。

A18. 戸建ての貸家でも要件等に合致すれば対象になりますので、市役所に相談してください。また、複数の戸建て貸家を所有している場合は、原則として、当該年度に1戸のみ対象とします。

Q19. 同一敷地内に離れの居室がありますが、そちらは対象になりますか。

A19. 住宅として使用（居住している）しており、対象住宅の要件等に合致すれば対象となります。作業小屋や倉庫等の居住の用途でない建物は対象外です。

併用住宅や旧耐震基準と新耐震基準の住宅が混在する等の場合は、市役所に相談してください。